

大阪信愛学院大学における競争的資金に係る間接経費の取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和3年10月1日付「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(内閣府)(以下「共通指針」という。)の趣旨を踏まえ、大阪信愛学院大学(以下「本学」という。)に受け入れる外部資金に対する間接経費の適切な取扱いに関し、必要な事項を定める。

(経費の定義)

第2条 直接経費とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関または研究者が使用する経費をいう。間接経費とは、直接経費に対して一定比率(通常は30%)で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究環境などの改善等を目的とした経費として、本学が使用する経費をいう。

(間接経費の使途)

第3条 間接経費は、別表に定めるところにより、外部資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善および本学全体の機能の向上に資するために必要な経費に充当する。

(実績報告)

第4条 当該競争的資金拠出元の機関に対し、毎年度の間接経費使用実績等を共通指針に定められた期限及び様式で報告する。

(間接経費の執行・管理)

第5条 間接経費は、「共通指針」に基づき適切に執行しなければならない。

2 間接経費の執行・管理事務は、大学総務課が行う。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、大学総務課において行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

間接経費の主な使途及び配分比率

大阪信愛学院大学において当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

第1 大学全体の研究環境の改善に資す経費（30%）

- (1) 本学の施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (2) 管理事務の必要経費
- (3) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (4) 研究室の整備、維持及び運営経費
- (5) 図書館の整備、維持及び運営経費

消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、印刷費など

第2 学内の研究活動の推進に係る必要経費（70%）

- (1) 学内に於ける競争的研究資金として分配する経費
- (2) 研究紀要の発行
- (3) その他本学の研究活動の推進のために必要と認められる経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- (4) 共通的に使用される物品等に係る必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費